

ウェブルート セキュアエニウェア ビジネス ソリューション契約書

このウェブルート セキュアエニウェア ビジネス ソリューション契約（以下、「本約款」または「本約款書」）は、お客様（以下、「お客様」）と **WEBROOT INC.**（お客様が米国またはカナダにお住まいの場合）または **WEBROOT INTERNATIONAL LIMITED**（お客様が北米以外にお住まいの場合）（以下、「ウェブルート」）の間の法的な契約です。「お客様」とは、セキュアエニウェア ビジネス ソリューション（以下に定義）をご自身でまたは従業員もしくは代理人として法人のために使用（または使用を促進）される場合の個人（ご自身）または当該法人を言います。個人のお客様は、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションを法人のために使用される場合は、本書に同意される方が当該法人のために本約款を締結する正当な権限を有し、本約款が当該法人によって承認され当該法人を法的に拘束する有効な義務となり、当該法人に対して強制力のあるものであることを保証するものとします。

「同意する」をクリックしたまたはその他の方法により本約款の条件に対する同意を示すことにより（これらに該当する行為が行われた最初の日を「発効日」といいます。）、お客様はこの契約書を読み、理解し、これに拘束されることに同意したものとみなされます。本約款書に同意しない場合、お客様によるセキュアエニウェア ビジネス ソリューションの使用は目的に関わらず許可されないため、ソフトウェアのインストールは禁止されます。

1. **セキュアエニウェア ビジネス ソリューション.** 「セキュアエニウェア ビジネス ソリューション」とは、ウェブルートのソリューションで、(a) 1 つまたは複数のコンピュータやモバイル機器（以下、個別に「デバイス」または「機器」）にインストールされたウェブルート クライアント ソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」）と (b) ウェブルートのオンライン ポータル、コンソールその他インターネットを通じてお客様に提供される特定のサービスや機能（以下、「オンライン サービス」）で構成されます。なお、マニュアル、指示書、その他ウェブルートがお客様に提供するドキュメントや資料で、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの構成、統合、操作または使用について記述した文書、資料を「サービス ドキュメント」といいます。

2. ライセンスおよびアクセス権

a. **ソフトウェア ライセンス.** セキュアエニウェア ビジネス ソリューションは、お客様のパソコン用のデスクトップ ソフトウェア（以下、「デスクトップ ソフトウェア」）または、お客様のモバイル機器用のモバイル ソフトウェア（以下、「モバイル ソフトウェア」）となります。ウェブルートとその再販売業者や販売店は、デスクトップ ソフトウェアとモバイル ソフトウェアを個別に、またはバンドルして販売する場合がありますが、お客様に使用が許可されるのは、お客様が該当する料金を支払い、有効なライセンス キーを受け取った種類のソフトウェア製品のみになります（以下の第5項に該当するソフトウェ

アは除きます)。本契約書またはサービス ドキュメントに特に明記のない限り、本契約書内のすべての条件はデスクトップ ソフトウェアとモバイル ソフトウェアの両方に適用され、「本ソフトウェア」と記載されている場合はこの両方のソフトウェアを指します。お客様が本契約書の第3項、第4項及び第12項に従うことを条件として、ウェブルートは、以下の非排他的、譲渡不可、サブライセンス不可の権利を、契約期間中お客様に対して付与します。

1. デスクトップ ソフトウェア ユーザー：お客様の社内の事業目的に、お客様の該当機器にデスクトップ ソフトウェアをインストールして使用できます。
 2. モバイル ソフトウェア ユーザー：お客様の社内の事業目的に、お客様の該当機器にモバイル ソフトウェアをインストールして使用できます。
- b. **オンライン サービスに対するアクセス**。セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの一部としての本ソフトウェアに関連して、オンライン サービスにアクセスすることができます。特定のオンライン サービスは、ウェブルートのオンラインポータルである <https://my.webrootanywhere.com> またはその後継ウェブサイト（以下、「ウェブルート ポータル」）を通じてアクセスすることができます。お客様が本契約書の第3項、第4項及び第12項に従うことを条件として、ウェブルートは、契約期間中、お客様ご自身の内部的な業務目的のために、お客様が取得されたライセンスに応じ、デスクトップ ソフトウェアまたはモバイル ソフトウェアに関連してオンライン サービスを利用できるようにするべく、商業上合理的な努力をいたします。
- c. **サービス ドキュメント**。お客様が本契約書の第3項、第4項及び第12項に従うことを条件として、ウェブルートは、お客様に対して、お客様によるセキュアエニウェア ビジネスソリューションの正当な使用に関連して、合理的に必要な数量のサービス ドキュメントをダウンロードし、それを専らお客様ご自身の内部的な業務目的のために使用する権利を許諾いたします。この権利は、非独占、譲渡不可、且つ再許諾禁止といたします。
- d. **将来の機能**。お客様は、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションとサービス ドキュメントにつきお客様に許諾されたライセンスとアクセス権は、ウェブルートが将来の機能を提供することを条件とするものではなく、将来の機能に関しウェブルートが口頭または書面で公表するコメントに依拠するものでもないことに同意いたします。
3. **制限事項**。お客様は、本ソフトウェアとセキュアエニウェア ビジネスソリューションを、本契約書、サービス ドキュメント、およびお客様が本ソフトウェアを入手した際に提示された購入/注文文書（以下、「注文文書」）に従ってのみ使用できます。注文文書には、契約期間、サーバー（機器及びバーチャル）、CPU、対象端末、ユーザー、複製、デバイス、使用分野、使用、および請求に関する制限、その他の制限事項が記載されている場合があり、お客様はこのような制限事項すべてに従うことに同意するものとします。本第3項に規定されたこれらの条件と制限の一部はウェブルートのライセンスの定義とガイドラインの補足書

で定義されており、英語版は以下で、その他の言語のバージョンは、ウェブルートが提供する他の URL で閲覧できます（以下「補足書」）。

<http://www.webroot.com/us/en/company/about/licensing-definition-guidelines>

補足書の条件は本約款の一部を構成するものとします。再販売業者/販売店が提供する定義が補足書の定義に反する場合は、補足書の定義が優先するものとします。セキュアエニウェア ビジネスソリューションの入手先により、また、デスクトップ ソフトウェアとモバイル ソフトウェアのどちらのライセンスをお持ちかにより、注文文書は、(a) 本ソフトウェア製品のパッケージ、オンラインのショッピングカート、お客様がソフトウェアをダウンロードしたアプリストア、マーケットプレイスその他のサイトやサービス（以下、「アプリストア」）の購入規約、または、その他の再販売業者/販売店の規約に含まれるか、または(b) ウェブルート、アプリストアのプロバイダー、またはその他の再販売業者/販売店によってお客様に直接提示されます。

4. 使用条件. 本項は、お客様がセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを使用する場合の条件となります。

お客様は次の行為を行うことはできません：

- (a) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションまたはサービス ドキュメントの複製、変更、派生物の作成をすること（本書第 2.c 項により許される限度でのサービスドキュメントの複製を除きます。）
- (b) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションを貸渡し、売渡し、再許諾、譲渡、公表、移転またはその他の方法により第三者にその使用を許すこと（これらの行為をインターネット上で行い、またはタイムシェア、サービス・ビューロー、SaaS、クラウド、その他の技術またはサービスに関して行う場合を含みますが、これらに限りません。）
- (c) リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイルその他の方法によりセキュアエニウェア ビジネス ソリューションのソースコードを取り出し、またはそれへのアクセスを試みることを
- (d) セキュアエニウェア ビジネス ソリューション内のセキュリティもしくは保護のメカニズムを回避もしくは破棄し、または有効なアクセス証明を使用せずにセキュアエニウェア ビジネス ソリューションにアクセスし、または使用すること、
- (e) インプット、アップロード、伝送、その他の方法によりセキュアエニウェア ビジネス ソリューションに対し、またはセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを通じて、違法、有害、または悪意あるもしくは有害なコードを含み、伝送し、または起動する情報もしくは資料を提供すること
- (f) セキュアエニウェア ビジネス ソリューション又はウェブルートによる第三者に対するサービスの提供の全部又は一部につき、何らかの態様で棄損し、乱し、無効化し、加害し、妨害し、その他の害を生じさせること
- (g) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションまたはサービス ドキュメントについてのまたはこれらに関する著作権、商標、特許その他の知的財産権又は専有権利の表示を削除し、除去し、変更し、または不明瞭化すること

- (h) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、冒用し、または DDOS attack の実行の目的など適用法令違反となる一切の目的または態様で、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションまたはサービス ドキュメントにアクセスもしくは使用すること
- (i) 競業のための分析目的で、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションのベンチマークもしくはストレステストの目的で、または競合ソフトウェアもしくはサービスの開発、提供もしくは使用の目的で、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションにアクセスもしくは使用すること
- (j) 以下のいずれかのものの設計、製作、メンテナンスまたは操作においてまたはこれらに伴って、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションにアクセスし、または使用すること：(1) 有害な環境、システムまたはアプリケーション、(2) 安全応答システムまたは重大な安全にかかわるアプリケーション、(3) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの使用または故障が生命または財産上の被害に至る可能性のある使用またはアプリケーション
- (k) その他本書第 2 項で許諾された範囲を超えてセキュアエニウェア ビジネス ソリューションまたはサービス ドキュメントにアクセスもしくは使用すること。

お客様は、お客様の内部での使用者が以上の条件を順守することにつき責任を負うものとします。使用者は、さらに補足書の記載のとおり、対象端末が該当する個人として特定されます。

5. **体験版：** ウェブルートは、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションをお客様の評価用に提供する場合があります（以下、「**体験サービス**」）。お客様による体験サービスの使用については、本第 5 項により修正された本契約が適用されます。体験サービスを使用される場合、お客様の ライセンスは、注文文書に指定されている体験期間中（期間が指定されていない場合は発効日から 30 日間）（以下、「**体験期間**」）、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションを生産活動を行わない環境において体験の目的のみに使用することに限定されます。体験期間の終了とともに、体験サービスとセキュアエニウェア ビジネスソリューションの使用権は自動的に消滅し、体験サービスの機能が制限される場合があります。お客様は本ソフトウェアとその複製すべてを、即時に削除することに同意するものとします。体験期間終了後も継続してセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを使用することを希望される場合は、その使用権を取得する必要があります。体験サービスは、現状（AS IS）で提供されるものであり、一部の機能が完全には装備されていない場合や、完全には動作しないようにされている場合があります。ウェブルートは、体験サービスに関していかなる保証も行いません。ウェブルートは、本契約に基づくと否とを問わず、体験サービスを継続して提供することを保証するものではありません。
6. **アップグレード。** 本ソフトウェアまたはオンラインサービスのすべてのアップグレードは、本契約の条件、および当該アップグレードとともに提示されるその他の条件に従うものとします。

7. サポート. ウェブルートは、デスクトップ ソフトウェア（体験サービス用を含む）につき、ウェブベースのサポート、電話によるサポート、およびオンラインのセルフヘルプ サポートを提供します。モバイル ソフトウェア（体験サービス用を含む）については、オンラインのセルフヘルプとフォーラムによるサポートのみを提供します。すべてのサポートは、期間中に限り、ウェブルートの標準のサポート規定または手順に従って提供されます。

8. ログイン情報.

ウェブルート ポータルとセキュアエニウェア ビジネス ソリューションのその他の特定の機能を使用するには、ウェブルートにお客様の電子メールアドレス、電話番号、およびパスワード（以下、「ログイン情報」）を登録する必要があります。お客様のログイン情報を使用して行った行為については、お客様が全責任を負うものとします。お客様は、お客様のログイン情報またはアカウントが不正使用されたことを発見した場合は、直ちにウェブルートに通知しなければなりません。お客様は、ウェブルートが、本契約および現在

<http://www.webroot.com/us/en/legal/privacy> において開示されている Webroot SecureAnywhere Privacy Statement（ウェブルートが更新する場合があります）その他のウェ

ブルートの Privacy 声明（以下、「Privacy 声明」）に準拠してログイン情報を使用することに同意するものとします。オンライン サービスとウェブルート ポータルの使用については、ウェブルート ポータルに提示される追加の条件が適用される場合があります。

9. ウェブルート データベースおよびネットワーク イシュー.

- a. 本ソフトウェアが稼働し、ウェブルートの1またはそれ以上のオンラインデータベース（以下「ウェブルートデータベース」）と通信するためには、各デバイスにつきアクティブなインターネット接続が必要です。お客様にアクティブなインターネット接続がない場合は、一定の機能（プログラムのスキャンや、脅威とその削除に関する指示の受信などが含まれますが、これに限定されません。）は、作動しません。さらに、お客様にSMS 機能がない場合は、一定のモバイル・ソフトウェアの機能（たとえば、喪失デバイス機能、コール/SMS ブロックング、ポータル・サイド・ペアレンタル・コントロール）は作動しません。また、本項およびウェブルートの Privacy 声明に記載の目的のために、本ソフトウェアが一定の個人データをウェブルート データベースに送信する場合があります。
- b. セキュアエニウェア ビジネス ソリューションで使用するすべてのデバイスにつき、インターネット接続とデータ接続、およびSMS 機能を維持する責任はすべてお客様が負うものとします。お客様は、インターネット接続やSMS 機能を通じてアクセスまたは使用するウェブルートデータベースおよびその他のサービスが、お客様のインターネットサービスプロバイダーの料金を要しまたはプロバイダーのダウンタイムによって影響を受ける可能性があることを了承するものとします。

- c. お客様とウェブルートの間では、ウェブルートのみが、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの操作、提供、メンテナンス及び管理について全面的な支配権を有するものとします。これには、以下のものが含まれますが、これらに限定されません：

- (1) ウェブルートのソフトウェア、ハードウェア、サーバー、データベース、システムおよびインフラ、
- (2) 米国内外、またはお客様またはお客様のシステムが所在する国の国外においてセキュアエニウェア ビジネス ソリューションが作動する場所、
- (3) サポートサービスとメンテナンス、アップグレード、修正、修理の実行。

以上にかかわらず、お客様は、ウェブルートのポータルを通じて形成され、お客様の技術的インフラによる一定の要求に最も適合する環境を選定することができるものとします。

10. **個人データ.** セキュアエニウェア ビジネス ソリューションは、お客様による（法人の場合は、権限を有する使用者による）セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの使用にかかわる一定の個人データを収集することがあります。ウェブルートは、これらの個人データを Privacy 声明に則って取扱います。

ウェブルートはお客様の個人データを米国内およびその他の国に所在するウェブルートの施設に転送する場合があります。本約款書に同意し、またはセキュアエニウェア ビジネスソリューションに接続もしくは使用することで、お客様はログイン情報その他のお客様の（およびお客様の権限ある使用者の）個人データがこのように転送または処理されることに同意し、それが本約款の履行に必要であることを承認したこととなります。お客様の（およびお客様の権限ある使用者の）個人データは、お客様の所在地における場合と同じ管理に服するとは限らないことにご留意ください。

お客様は、以上に規定されたお客様の（およびお客様の権限ある使用者の）個人データが使用されること（米国内外への情報の転送と処理が含まれます）に同意するものとします。お客様はウェブルートに対し、ウェブルートによるお客様の（およびお客様の権限ある使用者の）個人データの使用に対する同意がお客様の自由意思でなされたものであることを承認します。

11. **隔離、削除、無効化の機能.** お客様が使用できるセキュアエニウェア ビジネス ソリューションの機能には以下が含まれています（または、アップグレードによって含めることができます）。

- a. お客様のデバイス上に所有することが望ましくない可能性のあるソフトウェア（以下、「望ましくない可能性のあるソフトウェア」）のインストールを自動的にブロックおよび

び/または隔離すること。この機能では、望ましくない可能性のあるソフトウェア以外のソフトウェアがブロック/隔離されたり、デバイス上の他のソフトウェアが無効になったり、これらのソフトウェアの使用許諾契約違反となったりする場合があります。

- b. お客様のデバイスの空きハードドライブ容量、またはお客様のデバイス上のすべてまたは一部のコンテンツを消去または「ワイプ」すること。これには一切のアプリケーション、写真、音楽、連絡先、その他のコンテンツが含まれますが、これらに限定されません（以下、「削除されたコンテンツ」）。この機能を使用すると、すべての削除されたコンテンツが永久的に消去され、回復できなくなります。
- c. モバイル ソフトウェア ユーザーの場合（以上 a、b のほかに）：(1) コンテンツを回復できないように、モバイル機器を工場出荷時の初期設定に復元すること。(2) モバイル機器の一部またはすべてを無効にすること。モバイル機器を再有効化するには、お客様のモバイル通信会社やモバイル機器の製造会社が保有しないパスワードを使用する必要があります。ウェブルートはこのような回復サービスを提供することがあります。

お客様は、これらの機能の影響を認め、ご自身の判断でこれらの使用の是非を決定するものとします。これらのリスクを冒すことをご希望でない場合は、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションを使用しないでください。ウェブルートは、削除されたコンテンツやデータの喪失、アクセスの喪失、あるいはセキュアエニウェア ビジネス ソリューションの使用または誤用から生じるその他の問題や損失に関し、いかなる法的責任も負いません。

12. 料金.

- a. **総則.** お客様は、ウェブルート、またはお客様にセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを提供した第三者（以下、「リセラー」）に対し、注文文書に指定されている料金（以下、「料金」）を支払う義務を負います。本契約書、注文文書、または補足書において別に規定された場合を除き、(1) すべての支払い義務は取り消しできず、すべての料金は返還されないものとし、また (2) 該当する契約期間中は、購入されたライセンス数量を減らすことはできないものとし、また (3) お客様がウェブルートからライセンスを購入したときは、注文文書に異なる記載がない限り、購入後 30 日以内にウェブルートに料金を支払わなければならないものとし、また (4) 本契約における支払い金額は、すべてお客様がウェブルートに対して、理由の如何にかかわらず、相殺、控除、デビット、および留保無しに全額を支払わなければならないものとします。ただし、適用される法令により要求される源泉税の控除は除かれます。お客様は、本契約を順守していることを確認するために、ウェブルートまたはその代理人がお客様の関係文書を監査することを認めるものとし、また (5) 本契約は、お客様の支払い義務を履行するまで有効なものとします。
- b. **租税.** 本契約によるお客様の料金その他のすべての支払いは、税金その他の類似の賦課金を含まないものとし、また (6) お客様は、連邦、州、地方、又は規制当局が本契約におけるお客様の支払い額に課する売上税、使用税、消費税その他の類似の租税、関税その他の一切

の種類)の賦課金(ウェブルートの収入に対して課される税金を除きます。)の納付につき責任を負うものとします。

13. **権利の保有.** セキュアエニウェア ビジネス ソリューション、サービス ドキュメント、および成果データならびにこれらの派生作品に対する一切の権利と権原は、これらにおけるもしくはこれらから生ずる知的財産(特許、著作権、商法権、または営業秘密に当たると否とを問いません)を含め、すべてウェブルート、ウェブルートに対する許諾者およびオープン ソース ソフトウェアもしくはサード パーティ ソフトウェア(それぞれ第 25 項で定義されています)の権利保持者に帰属します。第 2 項及び該当するオープン ソース ライセンスまたはサード パーティ ライセンスにおいて明文で規定されているところを除き、お客様は、セキュアエニウェア ビジネス ソリューション(オープン ソース ソフトウェアおよびサード パーティ ソフトウェアを含みます)については、いかなる権利、ライセンス、権限も保有しません。セキュアエニウェア ビジネス ソリューションにつきお客様に許諾されていない一切の権利は、ウェブルートおよびオープン ソース ソフトウェアもしくはサード パーティ ソフトウェアの著作権保持者に留保されています。なお、「**成果データ**」とは、お客様のデータの処理においてセキュアエニウェア ビジネス ソリューションにより得られる情報またはデータを意味し、成果データのみではお客様の個人データを取り出すことができないという意味で、お客様の個人データとは別異のものとなります。
14. **製品の変更.** ウェブルートは、契約期間中いつでも(「契約期間」は以下に定義されます。)、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの機能性を大幅に低下させないとの条件で、お客様への通知なしに、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションのいかなる特性についても、これを中止または変更することができるものとします。
15. **コンテンツ提供.** ウェブルート Plus は株式会社 Aster が運営元となり、ウェブルートコンテンツを提供しております。料金請求は、運営元の株式会社 Aster よりご請求させていただきます。
16. **契約期間.** 本契約は発効日に開始され、注文文書に指定されている当初の契約期間(注文文書に契約期間が指定されていない場合、デフォルトの当初契約期間は 1 年間)(以下、「**当初契約期間**」)継続します。お客様がセキュアエニウェア ビジネス ソリューションのご契約をウェブルートからオンラインで購入し(または、お客様がウェブルートへの申込みをオンラインで更新し)、自動更新を拒絶しなかった場合は、お客様のご契約は、購入時にお客様に提示された自動更新の条件に従い、契約期間満了時に、その時の料金で自動的に更新されます。お客様が、ご契約をオンラインによらずに、ウェブルートまたはリセラーから購入された場合は、お客様またはウェブルートが更新時の 30 日以上前に更新しない意図を相手方に通知しない限り、お客様のご契約は、当初契約期間または更新期間の満了時に、1 年の期間ごとに自動的に更新されます。すべての更新には、ウェブルートまたはリセラーに対する所定の料金の支払いが必要となります。なお、当初契約期間及び各更新期間を合わせて、「**契約期間**」と称します。
17. **契約の停止と終了、契約終了後の効力、製品の終了.**

- a. **契約の変更.** ウェブルートは、お客様にセキュアエニウェアビジネス ソリューションを介して通知をして、本約款することができるものとします。変更された契約に同意し、または契約が修正された旨の通知を受領後にセキュアエニウェアビジネス ソリューションを使用した場合、お客様は変更された契約に同意したものとみなされます。
- b. **契約の停止と解約.** 以下のいずれかの場合には、ウェブルートは、直接または間接に、無効化のデバイスの使用またはその他の適法な手段により、お客様に対して何らの責任または義務を負うことなく、セキュアエニウェアビジネス ソリューションまたはサービス ドキュメントの全部または一部へのアクセスまたは使用を禁止することができるものとします。
- (1) ウェブルートが、司法またはその他の政府機関から、かかるアクセスまたは使用禁止の措置の要求、命令、召喚その他の法的要請（当該要請を合理的に推認できる場合を含む）を受けた場合、
 - (2) お客様がウェブルートから契約修正の通知を受けて、修正契約の条件を拒絶した場合、
 - (3) 本契約が法律または第三者のサービス条件により何らかの制限を受けた場合、
 - (4) ウェブルートが以下の判断をする場合：(i) お客様が本契約の条件に違反したまたは従わなかったこと、または許諾された範囲を超えてもしくは本契約において明文で承認された目的以外の目的のためにセキュアエニウェアビジネス ソリューションにアクセスまたは使用したこと、もしくは(ii) お客様が詐欺的または違法な行為（DDOS アタックを含みます）を行いまたはそのおそれがあること、
 - (5) 本契約の期間が終了したまたは本契約が解除された場合。

本第 16.b 項は、法令上または本契約においてウェブルートが有する他の権利を制限するものではありません。料金を支払い期限に支払わない場合、契約違反となります。

- c. **契約終了後の効力.** 以下の条項は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第 3 項（制限事項）、第 4 項（使用条件）、第 8 項（ログイン情報）、第 10 項（個人データ）、第 11 項（隔離、削除、無効化の機能）、第 12 項（料金）、第 13 項（権利の保有）、第 16.b 項（契約の停止と解約）、第 16.c 項（契約終了後の効力）、第 17.b 項（保証責任の排除）、第 19 項（責任制限）、第 20 項（米国政府のエンドユーザーのみを対象とする事項）、第 21 項（輸出）、第 22 項（準拠法、管轄裁判所）、第 23 項（危険性の高い活動）、第 25 項（オープンソース・ソフトウェア）、および第 26 項（一般規定）、第 27 項（使用条件）、第 27.g 項（法令順守、個人情報）、第 27.i 項（お客様による補償の義務）。

この契約が解約された場合、または更新されなかった場合は、ウェブルートは、解約または期間満了日の 45 日経過日以降はいつでも、お客様の個人データを、消去することができるものとします。

- d. **製品の終了.** セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの提供は、ウェブルートの製品の終了に関するポリシーに従うものとします。このポリシーは、以下において入手可能です。

<https://www5.nohold.net/Webroot/Loginr.aspx?pid=10&login=1&app=vw&solutionid=919>.

18. 限定的保証および保証責任の排除.

- a. **限定的保証：**発効日から 30 日の間（以下、「保証期間」）、ウェブルートは、セキュアエニウェアビジネス ソリューションが本契約により許可されるところに従って使用される場合には、実質的にサービス ドキュメントに従って作動することを保証します。この保証の違反の場合のウェブルートの唯一の義務（及びお客様の排他的な権利）として、ウェブルートは、自社の裁量により、以下のいずれかの措置をとるために商業的に相当な努力をするものとします：（1）報告された不具合を是正するエラー解決または回避をお客様に提供、（2）セキュアエニウェアビジネス ソリューションの不具合部分を整合するものに取り換え、または（3）ウェブルートが、以上の方法を相当期間内に実施することが現実的でないと判断するときは、契約を解除してセキュアエニウェアビジネス ソリューションの料金を返金。保証期間内に通知がないときは、ウェブルートは、保証要求に対する責任を負わないものとします。以上のウェブルートの保証は、以下の場合には適用されないものとします：(i) セキュアエニウェアビジネス ソリューションがサービス ドキュメントに従って使用されなかったとき、(ii) お客様または第三者がセキュアエニウェアビジネス ソリューションに変更を加えたとき、(iii) 事故またはお客様による乱用もしくは不適切な使用によるとき、(iv) 体験サービスまたは無償もしくは体験ベースで提供されたその他のもの。
- b. **保証責任の排除.** 本約款書に明示的に記載されている場合を除き、セキュアエニウェアビジネスソリューションは現状で提供されており、ウェブルートとウェブルートに対する権利許諾者は、明示、黙示を問わず、また法令によると否とを問わず、第三者の権利の非侵害、権利、特定目的適合性、機能性、商品性に関する保証その他一切の保証を明示的に排除します。セキュアエニウェアビジネス ソリューションにエラーがないこと、アクセスが継続的で中断がないことの保証もありません。アンチマルウェア、セキュリティおよびデバイス位置情報のサービスは、100% の検出率や成功率を保証できるものではありません。ウェブルートは、セキュアエニウェアビジネス ソリューションが望ましくない可能性のあるソフトウェアを検出または隔離できなかったことから生じるいかなる損害や損失についても責任を負いません。
- c. **法律上の権利.** お客様は、法律で定められた他の権利を行使できる場合があります。ただし、法律で認められる限り、法律で義務付けられている保証は上記の保証期間内に限定されます。
- d. **第三者の承認.** 一定のデバイスにおいてセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを利用するには、第三者の証明または認証が必要な場合があります。そのような証明

および認証の取得、維持についてはお客様が責任を負い、ウェブルートは、何ら責任を負わないものとします。

19. 権利侵害を理由とする請求に対する防御.

- a. **防御.** ウェブルートは、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションが米国の特許もしくは著作権を直接侵害し、または米国の統一営業秘密法において認められた営業秘密を侵害するとの主張により、第三者からお客様に対して請求がなされた場合、当該請求に対しウェブルートの費用負担で防御し、特に当該請求に帰するものとして最終の判決で下された損害と費用、又は当該請求における和解において合意された損害と費用を支払うものとします。
- b. **防御の条件.** この第 18 項におけるウェブルートの責任は、お客様が、(1) 請求のあったことを知得後当該請求を速やかに書面によりウェブルートに通知し、(b) 請求に対する防御および関係する和解交渉の裁量権を全面的にウェブルートに与え、且つ(c) 防御においてウェブルートに協力し、ウェブルートの要請があるときはウェブルートの費用負担でウェブルートを支援することを条件とします。
- c. **損害の拡大回避.** 本第 18 項により防御がなされるべき請求があったとき、またはその恐れがあるものとウェブルートが判断するときは、ウェブルートは、その選択により、以下のいずれかの措置を取ることができるものとします。
- (1)セキュアエニウェア ビジネス ソリューションまたはその機能もしくは構成要素を修正して、非侵害のものとし、またはこれに代わる機能的に同等のサービスをお客様に提供すること、
 - (2) お客様がセキュアエニウェア ビジネス ソリューションの使用を継続できるようにするために、第三者から該当する知的財産権のライセンスを取得すること、
 - (3) お客様に書面による通知をして、のセキュアエニウェア ビジネス ソリューションの契約を終了させ、侵害部分につき前払いされた料金のうち残存契約期間に対する部分を返金すること。
- d. **限定と除外.** 以上の定めにかかわらず、ウェブルートは、以下の理由による侵害請求については、本第 18 条その他の理由による義務を負わないものとします：(1) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションが本契約に反して使用され、または注文文書もしくはサービス ドキュメントに記載の範囲外の目的に使用された場合、(2) お客様に提供される最新のリリース以外のセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを使用した場合、(3)ウェブルート、その権限ある代理店または契約業者以外の者がセキュアエニウェア ビジネス ソリューションを修正した場合、または (4) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションを第三者の製品またはサービスと組み合わせ、またはそれを使用した場合。

- e. 唯一の救済. この第 18 項の規定は、ウェブルートが防御の義務を負う知的財産権侵害の主張に基づく請求またはそのおそれについてのお客様のウェブルートに対する唯一の権利およびウェブルートの唯一の義務を定めたものです。ウェブルートはお客様に対して、以上の請求につき、本第 18 項の規定を除き防御及び補償の義務を負わないものとします。

20. 責任制限.

- a. 損害の除外. 法律で認められる限り、本約款において、ウェブルート、その関係会社およびウェブルートに対する権利許諾者は、お客様または第三者に対して、契約違反、不法行為（過失に基づくものを含む）、厳格責任、その他のいかなる法的根拠においても、損失や損害の可能性を知らされていた場合でも、また、そのような損失や損害が予見可能であった場合でも、以下の損失や損害について責任を負うことはなく、この損害排除は、お客様の制限的な権利がその基本的な目的を達することができない場合でも、適用されるものとします。

(1) 増加費用、価値の低下、取引、生産、収入または利益の喪失、(2) グッドウィルまたは信用の喪失、(3) セキュアエニウェア ビジネス ソリューションの中断または遅延、(4) データの喪失、毀損、リカバリー、またはデータもしくはシステム セキュリティの侵害、(5) 代替品またはサービスの調達費用、および(6) 結果的損害、偶発的損害、間接損害、懲罰的損害、特別損害、および損害の増加。

- b. 責任の上限. 本約款に関しまたは本約款から生ずるウェブルート、ウェブルートに対する権利許諾者、ウェブルートの取締役、役員、従業員および代表者の責任は、契約違反、不法行為（過失に基づくものを含む）、厳格責任、その他のいかなる法的根拠による場合でも、お客様が該当する契約期間中にウェブルートの支払った料金の額を超えないものとします。この損害額の限定は、お客様の制限的な権利がその基本的な目的を達することができない場合でも、適用されるものとします。

- 21. 米国政府のエンドユーザーのみを対象とする事項. 米国政府のエンドユーザーに関する場合に限り、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションは 48 C.F.R. 2.101 に規定されている「商品」であり、48 C.F.R. 12.212 の「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェア ドキュメント」で構成されています。48 C.F.R. 12.212 および 48 C.F.R. 227.7202-1 から 227.7202-4 に従い、すべての米国政府エンドユーザーは、セキュアエニウェア ビジネス ソリューションにつきこれらの条項に規定された権利のみを取得します。

- 22. 輸出. 本ソフトウェアは米国輸出規制法規の対象となり、米国以外の輸出入関連法規の対象となる場合があります。お客様は、これらの法規を厳格に順守し、本ソフトウェアを核兵器、化学兵器、生物兵器、またはミサイル技術に転換しまたはこれらのために使用しないことに同意するものとします。お客様は、本項の違反から生じる一切の請求、損害、

損失および費用（弁護士費用を含みますが、これに限定されません。）につき、ウェブルートおよびその権利許諾者に対して補償し、何ら損害を負わせないものといたします。

23. **準拠法、管轄裁判所.** 本契約に関連する一切の行為につき、お客様は、その所在地に応じて、以下の準拠法、専属管轄および裁判地に同意するものとします：
- a. **お客様がアメリカ合衆国またはカナダに所在の場合：**本契約はコロラド州法（法の抵触に関する法律を除きます。）に準拠します。お客様は、セキュアエニウェアビジネスソリューションもしくは本契約に関するお客様によるまたはお客様に対する一切の請求について、コロラド州デンバー郡およびデンバー市に所在の連邦と州の裁判所の排他的な人的管轄と裁判地に同意するものとします。
 - b. **お客様が日本に所在の場合：**本契約は日本法（法の抵触に関する法律を除きます。）に準拠します。お客様は、セキュアエニウェアビジネスソリューションもしくは本契約に関するお客様によるまたはお客様に対する一切の請求について、東京地方裁判所の排他的な管轄に同意するものとします。
 - c. **お客様がアメリカ合衆国、カナダ、日本以外に所在の場合：**本契約はアイルランド法（法の抵触に関する法律を除きます。）に準拠します。お客様は、セキュアエニウェアビジネスソリューションもしくは本契約に関するお客様によるまたはお客様に対する一切の請求について、アイルランド、ダブリン市に所在の裁判所の排他的な人的管轄と裁判地に同意するものとします。
 - d. 本契約には国際物品売買契約に関する国連条約を適用せず、同条約の適用は明示的に排除されるものとします。
24. **危険性の高い活動.** お客様は、セキュアエニウェアビジネスソリューションが危険性の高い活動や厳格責任の生ずる活動（航空または宇宙旅行、技術的な建築物または構造物の設計、発電所の設計または運営、あるいは生命維持または緊急医療措置などを含みますが、これらに限定されません。）に使用することを意図していないことを了承し、これに同意するものとします。ウェブルートは、危険性の高い、または厳格責任を生ずる活動におけるソフトウェアの使用につき何らの保証もしないものとし、また、このような使用から生じた結果に対して何ら責任を負わないものとします。
25. **不可抗力.** 本契約のいずれの当事者も、ストライキ、封鎖、戦争、テロ行為、暴動、自然災害、電力供給/通信/データネットワーク/データサービスの中断または低下、政府機関による許可または認可の拒否その他当該当事者が合理的な支配のできない事象による本契約上の義務の履行の遅延または不能（ただし金銭の支払いの不履行を除きます）については、相手方に対して責任を負わないものとします。
26. **オープンソースソフトウェア.** セキュアエニウェアビジネスソリューションには、限定的サードパーティライセンスの条件または公開無償のオープンソースソフトウェアライ

センスの条件の対象となるコンポーネント（以下、それぞれ「サードパーティ ソフトウェア」および「オープンソース ソフトウェア」）が含まれ、またはそれと共に提供される場合があります。ウェブルートが頒布するオープンソース ソフトウェアの英文リストは、<https://www.webroot.com/us/en/legal/opensource> にて確認することができます。このようなオープンソース ソフトウェアに関しては、オープンソース ソフトウェアのライセンスで要求される範囲で、本契約の条件に代わり、当該オープンソース ソフトウェアのライセンスの条件が適用されます。これには、ソースコードへのアクセス、変更、またはリバースエンジニアリングに関する条項が含まれますが、これらに限定されません。お客様は、各オープンソースコンポーネントの使用が当該コンポーネントに適用されるオープンソースライセンスに従うものであることを認めるものとします。ウェブルートは、これらのオープンソースコンポーネントにつき何ら保証せず、またその使用から生ずる結果につきいかなる責任も負いません。

27. **一般規定.** お客様は、本契約の英語版からの翻訳はウェブルートがお客様の便宜のためだけに提供しているものであって、翻訳により食い違いが生じた場合は、英語版が優先することを承認するものとします。本契約の英語版は、以下においてご覧になれます：

http://www.webroot.com/En_US/service-terms-and-conditions.html

本契約のいずれかの条項が強制不能になった場合、当該条項は法律で認められる範囲で実行され、他の条項は完全に効力を維持するものとします。ウェブルートはお客様に対し、(a)本ソフトウェア、(b) ウェブポータル、(c) オンライン サービス、または(d) ウェブルートのファイルにあるお客様の電子メールアドレスへの電子メールの送付により、本契約に関する事項についてお客様に対する通知を行うことができるものとします。本契約のいずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意（同意は不当に拒絶されないものとします）なしに、本契約を譲渡することはできません。ただし、ウェブルートは、合併、資産譲渡、株式譲渡、組織再編その他により、関係会社または、本契約の関わる事業または資産の継承人に対して、本契約または本契約上の権利、義務をお客様の同意なしに譲渡することができるものとします。以上に反する譲渡の試みは無効とします。ウェブルートが署名した書面による場合を除き、本契約の条項上の権利が放棄されたとみなされることはありません。本契約書は、お客様とウェブルートとの間の相互理解を完全かつ排他的に記載したものであり、本契約の対象事項に関する従前のすべての書面または口頭による同意および交信を包含し、または取り消すものです。以上にかかわらず、お客様がセキュアエニウェア ビジネス ソリューションの使用に関して、ウェブルートが署名した別の契約を締結した場合で、当該契約の規定が本約款の条件と異なる場合は、当該別契約が優先するものとします。お客様が使用した購入注文書やその他の業務用書類における条項が、本契約書の条項に代わって適用されることはないものとし、これらの業務用書類は、事務処理用としてのみ使用されるもので、本契約書、補足書または注文文書の変更につき法的効力を有しないものとします。

28. **MSP としてのサービス提供目的のためのセキュアエニウェアビジネス ソリューションの使用.** お客様が MSP (**Managed Service Provider**) としてセキュアエニウェアビジネス ソ

ソリューションのライセンスを受けた場合は、お客様によるセキュアエニウェアビジネス ソリューションの使用については、本第 27 項の規定が適用されます。本契約の第 27 項の規定と他の規定が抵触する場合、本項の規定が優先します。

a. **定義.** 本第 27 項において、以下の用語は以下の意味で使用されます。

1. 「受益者」とは、自社の内部的事業目的のために、お客様が本契約に従い行う MSP サービスの提供を受ける第三者を意味します。
2. 「個人情報」とは、受益者によりもしくはその指示によりお客様に提供され、または受益者によりもしくはその指示によりアクセスが供与される情報で、個人を特定しもしくは特定するためにまたは個人を認証するために使用することができるものであり、政府が発行した ID 番号、財務上の ID 番号、氏名、住所、電話番号、e-メールアドレス、その他のユニークな識別子を含められますが、これらに限定されるものではありません。
3. 「MSP サービス」とは、お客様が MSP として、セキュアエニウェアビジネス ソリューションを使用して、受益者に対しお客様の注文文書所定の数量の対象端末につき提供するサービスを意味します。
4. 「標章」とは、本契約に関して一方当事者が随時他方当事者に提供する一切の商標、サービスマーク、商品外観、商号、ドメインネーム、社名、ブランド名、製品名、固有のロゴ、固有のシンボル、その他の出所表示を意味します。
5. 「対象端末」とは、お客様が MSP サービスを提供する対象のデバイスを意味します。

b. **ライセンスの許諾.** 本契約書の第 3 項、第 4 項、第 12 項及び第 27.c 項に従うことを条件として、ウェブルートはお客様に対して、(1) (i) サービス ドキュメントを複製し、(ii) デスクトップ ソフトウェアまたはモバイル ソフトウェアをインストールして使用することにつき非排他的なライセンスを許諾し、(2) お客様にセキュアエニウェアビジネス ソリューションを提供するべく商業上合理的な努力をいたします。このいずれについても、お客様が受益者に対してその内部的事業目的のために提供する MSP サービスの一環としてのものとします。この内部的事業目的のための使用は、お客様に提供されるセキュアエニウェアビジネス ソリューションとサービス ドキュメントの最新版を、潜在的受益者に対して MSP サービスのデモを行う非製造目的でのみ使用し開示することを含むものとします。

c. **使用条件.** 以上の第 27.a 項に記載の条件に加えて、お客様がセキュアエニウェアビジネス ソリューションを使用する条件として、お客様は、(1) 故意に受益者に対して第 27.a 項の条件の違反となる行為をさせないものとし、また (2) セキュアエニウェアビジ

ネス ソリューションを第三者に対する MSP サービス 以外のサービスの提供目的で使用させないものとします。

- d. **商標ライセンス.** 本第 27.d 項に従うことを条件として、各当事者（「標章許諾者」）は他方当事者（「標章実施権者」）に対して、その標章を MSP サービスを販売する目的にのみ使用し、複製する非独占、譲渡禁止、再許諾禁止のライセンスを許諾します。本項で明文により許諾される権利以外の権利は一切許諾されません。各当事者は、他方当事者がその標章につき有する排他的権利を承認し、この権利に合致しない行為は何らしないことに同意いたします。標章実施権者は、標章許諾者の要求に応じ、標章許諾者がその標章（「許諾標章」）についての排他的な権利を確立し、保全するために必要または有益と合理的にみなす行為につき、標章許諾者の費用で協力することに同意します。標章実施権者は、許諾標章に類似して混同の恐れがあり、または許諾標章の結合標章となるような標章もしくは商号を採用し、使用しもしくは登録を試みないものとします。例えば、お客様は、ウェブルートの事前の書面による承認なしに、Webroot または SecureAnywhere の語をお客様のドメインネームに取り入れることはできません。標章実施権者は、標章許諾者が随時提供するガイドラインに従って許諾標章を使用するものいたします。標章許諾者の要求があるときは、標章実施権者は直ちに許諾標章の使用方法を修正または使用を中止するものいたします。
- e. **ブランディング.** お客様は、MSP サービスの販売・販促に使用される一切の資料においてウェブルートの認める方法で、且つ本契約およびウェブルートがお客様に提供するガイドラインにおいて定める制限と条件に従い、ウェブルート標章をセキュアエニウェア ビジネス ソリューションと MSP サービスを特定するために使用するものいたします。お客様は、常に、セキュアエニウェア ビジネス ソリューション、MSP サービス、ウェブルートの名声、グッドウィル、評価に有益な態様で事業活動を行うものいたします。
- f. **広報.** ウェブルートとお客様は、本契約及び両者間の関係の広告及び広報について相互に連絡して、協力するものとし、事前に相手方の書面による同意を得て広告及び広報を行うものいたします。
- g. **法令順守、個人情報.** お客様は、MSP サービスの提供に当たり、常に一切の適用法令を遵守するものいたします。お客様は、MSP サービスの提供に際して個人情報を受領またはアクセスすることがあることを認識いたします。お客様は、すべての個人情報を厳重に秘密に保持し、当該個人情報の収集、受領、送付、保管、処分、使用および開示に関して、国外、国内の、国及び地方の一切の適用法令および指令を遵守し、お客様が管理または保有する個人情報の無許可の収集、受領、送付、保管、処分、使用および開示につき責任を負うものいたします。以上の規定を限定することなしに、お客様は、専らお客様とその受益者が、お客様が MSP サービスの一環として個人情報を処理するにつき、当該情報の個人から、その自由意思による、個別の、十分な情報に基づく明確な同意を得ることに責任を負うものいたします。その目的のため、お客様は、一切の該当個人

に対して、見落とされることのない明確な通知により、以下の事項を説明し、またはお客様の受益者にこれを説明させるものとします。(1) お客様が MSP サービスの一環として個人から収集する個人情報の正確なカテゴリー及び当該個人情報につきお客様が行う事項、(2) 個人情報収集の目的、(3) 当該個人情報が第三者に開示されるか否か、(4) お客様による個人情報保護の方法、および(5) 個人情報の保持に関するお客様の方針。

- h. **お客様による保証.** お客様は、セキュアエニウェアビジネス ソリューションに関し、本契約におけるウェブルートの保証に合致しない虚偽又は欺瞞的な表明もしくは保証をしたり、公表したりしないものとします。
- i. **個人情報に係るお客様の補償.** お客様は、(1) お客様による個人情報の無権限の開示または、(2) 第 27.g 項もしくは第 27.h 項におけるお客様の義務の不履行の結果ウェブルートまたはその関係会社に生ずる一切の損失、損害、責任、不足、判決、利息、罰金、制裁金、その他一切の費用につき、ウェブルートおよびその関係会社を補償し、何らの損害も負わせないものとします。

J. **標章許諾者による補償.** 標章許諾者は、その標章が本契約に従って使用された場合に第三者の商標権を侵害するとの理由により、第三者から標章実施権者に対して請求がなされたことにより標章実施権者に生じた損失につき補償し、標章実施権者を防御して、損害を負わせないものとします。標章許諾者の標章が権利侵害の請求の対象となったとき、または対象になるおそれがあると標章許諾者が判断するときは、標章許諾者は、その費用負担において、その選択に従い、以下のいずれかの措置をとることができるものとします：
(1) 標章実施権者が本契約により許諾された権利を継続して行使する権利を標章実施権者のために確保する、(2) 許諾標章を差し替えまたは修正して権利侵害の無いものとする、または(3) 標章実施権者に書面による通知をして 本契約を解約する。

本項は、以上の請求及び訴訟に関する標章許諾者の唯一の義務であり、標章実施権者の唯一の権利といたします。

- k. **独立契約者.** お客様のウェブルートとの関係は、顧客関係であり、相手方の代理人またはパートナーではありません。お客様は、ウェブルートの代理権限を保有するものではなく、第三者にそのような権利を有するとの保証をしてはなりません。

以上

